

仕 様 書

1 業務名

日本経済新聞電子版へのタイアップ記事掲載等業務

2 目的

令和5年12月14日に日経カンファレンスルーム（東京都千代田区大手町1丁目3-7）で行われる札幌市企業誘致セミナー（以下、「セミナー」という。）について、当日来場しなかった企業等へも広く内容を周知し、企業の札幌進出への機運醸成を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）

4 業務内容

- (1) セミナーの内、基調講演とパネルディスカッションの様子について、取材及び写真撮影を行い、日本経済新聞電子版（以下、「日経電子版」という。）へ掲載するタイアップ記事の作成を行うこと（デザイン、レイアウト含む）。
- (2) タイアップ記事について、2回以上の校正を行うこと。
- (3) タイアップ記事について、セミナー登壇者へ掲載確認を行い、必要に応じて修正を行うこと。
- (4) セミナー終了後2か月以内に、日経電子版にタイアップ記事を1か月以上掲載すること。併せて日経電子版トップページ等から記事への誘導を行うこと。
- (5) タイアップ記事のPV数や閲覧者の属性などを委託者へ提供すること。提出項目については別途委託者と協議のうえ決定する。
- (6) タイアップ記事について、6か月以上の二次利用を認めること。
- (7) その他、タイアップ記事掲載に必要な手続き等の一切を行うこと。

5 タイアップ記事仕様

- (1) 記事形式

HTML

- (2) 対応デバイス

PC、モバイル（ブラウザ、アプリ）

- (3) 掲載文字量

3,000文字以上

- (4) 掲載画像等

セミナーの写真の他、必要に応じて記事を説明する画像資料等を掲載すること。

- (5) 記事内容

「2 目的」の記載に沿ったものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合はできるだけ環境負荷の少ない車両を使い、アイドリングストップ実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定する。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 本業務の履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (6) 本業務の遂行にあたり、相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (7) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (8) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (10) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。
- (11) 受託者は、成果品に関する著作者人格権を、委託者及び委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

- (12) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (13) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。